

# あなご

No.211

**大** いなる使命感に燃え  
**法** 人として税の知識を深め  
**会** 活動を通して地域企業の健全な経営と発展を応援する団体です

**崎** 先(未来)を見据えた情報を発信し  
**人** 材の育成と豊かな社会の創造に貢献し

## 第11回税に関する絵はがきコンクール

応募作品 VOL.3



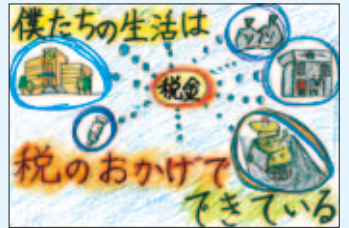
不動堂小学校  
加藤 ななこ



古川第五小学校  
狩野 晶



古川第五小学校  
中鉢 由都



中坪小学校  
佐々木 蒼空



長岡小学校  
平野 公脩



古川第五小学校  
田中美月



古川第五小学校  
佐々木 康介



古川第五小学校  
佐藤 温晏



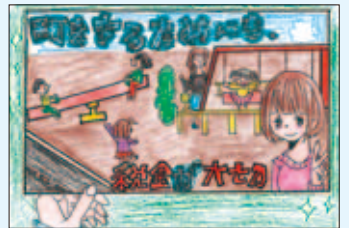
古川第五小学校  
千葉 珠渚



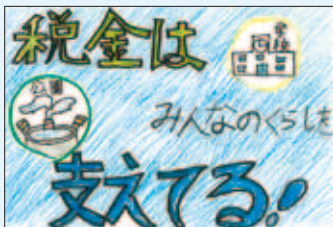
不動堂小学校  
菅野 優真



古川第五小学校  
佐藤 瞳衣



不動堂小学校  
石澤 美海



中坪小学校  
伊藤 玄



不動堂小学校  
菊地 駿太



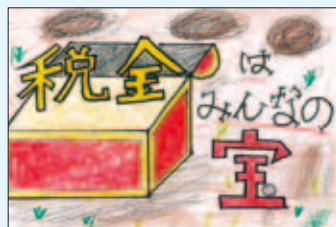
古川第五小学校  
佐藤 芽衣



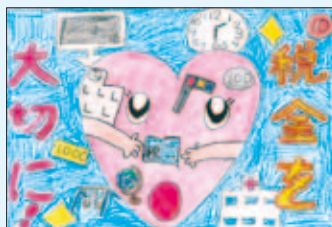
中坪小学校  
佐藤 一颯



古川第五小学校  
後藤 媛菜



不動堂小学校  
櫻井 凜乃



川渡小学校  
中鉢 美優



古川第五小学校  
鈴木 璃音

# 第8回 定時社員総会を開催

## 新会長に市川雅朗氏!!



佐藤前会長



市川新会長



第8回定時社員総会が6月7日大崎市古川のグランド平成において、佐々木一男古川税務署長・阿部昇宮城県北部県税事務所長・小野寺晴紀大崎市産業経済部産業商工課長をはじめ多くの来賓のご臨席を得て開催された。

総会には、法令上の議決権を有する正会員が出席し、報告事項の平成30年度事業報告・平成31年度事業計画並びに収支予算報告のほか、議案として、平成30年度収支決算、任期満了に伴う理事・監事選任の件が上程され、原案通り決議承認された。また、社員総会後の理事会において、任期満了に伴う役員選任では、市川雅朗氏（古川）が第六代会長に選出され就任した。



中国事情を詳しく話された富坂聡教授

定時社員総会に先立って開催された記念講演には、拓殖大学海外事情研究所教授・ジャーナリストの富坂聡氏が、『チャイナパワーが日本に与える影響』〜日本人の知らない中国の不思議〜と題し、中国社会の経済の進展と今後の日本経済に与える様々な影響に関し、詳しく解説され、80名余りの参加者が説明を熱心に聞き入っていた。



# 任期満了により理事会で、正副会長・委員長・支部長を互選

第29回理事会（6月7日）で任期満了に伴い正副会長を、第28回理事会（4月23日）で任期満了に伴い委員長・支部長を承認決議いたしました。



副会長(新)  
中 鉢 和 三 郎  
(有鳳商事 (鳴子))



副会長(新)  
江 村 克 志  
(株江村工務店 (田尻))



副会長(再)  
鎌 田 裕 明  
鎌田醤油(株) (遠田)



筆頭副会長(新)  
松 倉 善 昭  
(株松倉 (古川))



会長(新)  
市 川 雅 朗  
(有アイ動物クリニック (古川))



厚生委員長(新)  
古川支部長(再)  
菊 地 敏 之  
(株菊才商店 (古川))



税制委員長(新)  
佐 々 木 壽 彦  
(株壽 (岩出山))



研修委員長(再)  
大崎支部長(新)  
佐 藤 祥 温  
白蘭わた(株) (田尻)



組織委員長(再)  
早 坂 竜 太  
(株古川土地 (古川))



総務委員長(再)  
佐 藤 充 秀  
(有三本木衛生興業 (古川))



遠田支部長(再)  
及 川 毅  
(株丸文建設 (遠田))



加美支部長(再)  
高 橋 伸 幸  
(有力ーサポート高橋 (加美))



社会貢献委員長(新)  
高 橋 和 宏  
(株仙北製材所 (古川))



IT委員長(新)  
鈴 木 隆 夫  
(有富久屋 (古川))



広報委員長(再)  
玉造支部長(新)  
高 橋 聖 也  
(有勤七湯 (鳴子))



女性部会長(再)  
千 葉 五 十 鈴  
(株千葉自動車 (田尻))



青年部会長(再)  
操 義 克  
(有操工務店 (古川))

## 部会長は共に再選

青年部会・女性部会は、5月22日にそれぞれ通常総会を開催し、任期満了に伴う役員選任で、操義克青年部会長と千葉五十鈴女性部会長を再選した。

経営改善  
に活かす

# 小規模事業者

## 「3つ」の経営指標

中小企業診断士 石川アサ子

### 健康診断していますか？

労働安全衛生法では、1年に1回従業員に対して健康診断が義務付けられています。

健康診断を受けると、身長・体重から、視力・聴力・肝機能や腎機能等、身体中のあらゆる臓器や血液などを調べて全て数値化されます。

数値で定量化されることによって、前回の診断からの変化はどこか、基準値と比較してどうか、など身体

の各機能の健康状態を知り、異変に早期に気づき対策を打つことが出来ます。

会社もこれと同じで、企業活動の異変に早期に気づき、対策を打つためには、定期的な健康診断が必要です。

会社は、1年ごとに企業活動の報告書である決算書（貸借対照表／損益計算書）を作成して、会社の利害関係者（ステークホルダー）に公開・開示します。

決算書は、企業が1年間どのように利益を生み出して、そしてどのような資産を構築してきたのかの経営実態そのものです。いわば、人間という身体そのものです。

この経営実態のあらゆる部分を数値化し、経営の健康診断を行うことを財務分析と言います。

現在、日本の景気は来年の東京五輪に向けて上昇気流にあります。しかし、誰もがその後の景気状況がどうなるのか、少なからず不安

に思っているはずですが。

そんな今だからこそ、日本経済を支える中小企業や小規模事業者が敢えて自ら

### 小規模事業者の経営指標

自社の経営実態が知りたければ、基本的には自社の知りたい数値を決算書の各項目から拾い検討していけば良いのですが、それだけでは実は判断が出来ません。

良い・悪い、上がった・下がった、の判断をするためには、必ず「比較」の観点が必要になります。

自社の経営実態を把握するために、経営の様々な角度から財務諸表を読み、解

の経営実態を細部に亘り健康診断を行って、今後の経営課題を明確にしていくことが重要なのです。

積するための分析の理論・技法を「経営指標」といいます。例えば、以下のA社の財務状況を見たときに、これだけでは何の判断も出来ません。

**A社** 売上高2億円・営業利益1千万円・資本金5千万円・従業員数30人

また、比較対象のB社の実数とした場合も、規模が異なるためやはり判断が難しいです。

**B社** 売上高3億円・営業

利益2千万円・資本金1億円・従業員数50人

このような時、実数ではなく指標や比率を用いることで比較することが出来ます。

**A社** 資本利益率20・0%  
・営業利益率5・0%  
・従業員一人当たり売上高667万円

**B社** 資本利益率20・0%  
・営業利益率6・7%  
・従業員一人当たり売上高600万円

これらの経営指標は実にたくさんありますが、「収益性」、「安全性」、「生産性」、「効率性」、「成長性」などの観点から分類されます。

### ローカルベンチマーク（通称ロカベン）

現在、国でも経済産業省が、地域企業の付加価値向上のため、企業と支援者、支援者同士が同じ目線・枠組みで対話を行う「共通言語」として、6つの財務指標と4つの非財務的視点を企業の「健康診断」ツールとして、インターネットなどで提供しています。

その結果を、経営者が経営状態を把握することだけでなく、金融機関等の支援者間とも企業の経営力を共有し、早期の取組みに繋がっていくとともに、経営力向上計画など、国の関連施策や補助金、プラットフォームとの連携などを進めていくことにも大変有効です。

### 【財務分析の手順】

①目的とする各種指標や比率の算出	➡	実数分析 / 比率分析
②算出した指標、比率の検討	➡	標準比較 / 他社比較 / 期間比較
③分析結果の抽出	➡	比較結果を根拠として判断
④意思決定・経営判断		

【6つの指標】による分析 ●財務情報…企業の過去の姿を映す
①売上高増加率…売上継続性 (売上高 / 前年度売上高) - 1
②営業利益率…収益性 営業利益 / 売上高
③労働生産性…生産性 営業利益 / 従業員数
④EBITDA有利子負債倍率…健全性 (借入金 - 現預金) / (営業利益 + 減価償却費)
⑤営業運転資本回転期間…効率性 (売上債権 + 棚卸資産 - 借入債務) / 月商
⑥自己資本比率…安全性 純資産 / 総資産

【4つの視点】による分析 ●非財務情報…企業の現在の姿を映し、 将来の可能性を評価
①経営者への着目
②事業への着目
③環境・関係者への着目
④内部管理体制への着目

### 小規模事業者が押えるべき3つの経営指標

これらの経営指標の中から、規模の小さい事業者がまず初めに押えなくてはならない基本的な指標を3つご説明します。

#### ●売上高成長率（売上持続性）

売上高は自社の市場シェアそのものであり、企業活動のためのキャッシュフローの源泉です。

まずは、企業の成長発展という基本的な観点から、この指標が高いことが必要です。この指標が下がっていったら、そこには何らかの市場環境（顧客ニーズ・競合他社など）の変化がある

と思われる。その場合、定性要因である非財務情報を考えます。

#### ●労働生産性（生産性）

企業の競争力、成長力の源である従業員一人当たりが生み出す付加価値です。

ローカルベンチマークでは、簡易的に付加価値として営業利益を使用しています。（本来の付加価値はヒトモノカネである営業利益 + 減価償却費（賃借料） + 人件費）。

この指標が下がっていたら、一人ひとりの生産性（インプットに対するアウトプット）を上げる策を検討し

ます。

#### ●営業運転資本回転期間（効率性）

商品や原材料などの仕入が必要で業種には、とても重要な指標です。

営業運転資金とは、売上に対して未回収の売上債権と、仕入（棚卸資産）代金から未払い分の買入債務を差引いた額、つまり、営業活動のために手元に用意しておかなければならない資金です。これが月商のどの位かを示します。

0.5月というのは、月商の半分の資金を手元に置いておかなければならないということ、これが0.7月に上がれば、営業効率が悪くなっているということです。

#### 収益構造を検討する

これらの経営実態を示す財務諸表から算出する経営指標は、すべて過去の実績です。

企業がこれから成長発展を継続していくために、この数字から今後どのように利益を生んでいくか、さらに

収益構造の再検討が必要です。

例えば、家賃や人件費等の固定費は売上に関わらず発生します。

また、仕入れなどの売上原価は売上に比例して発生する変動費です。

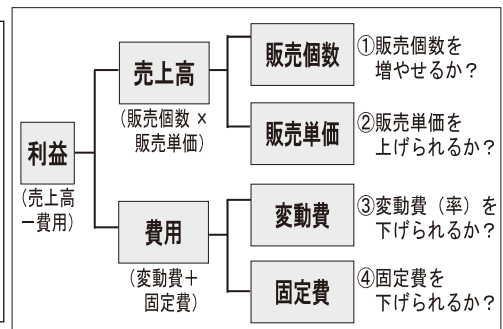
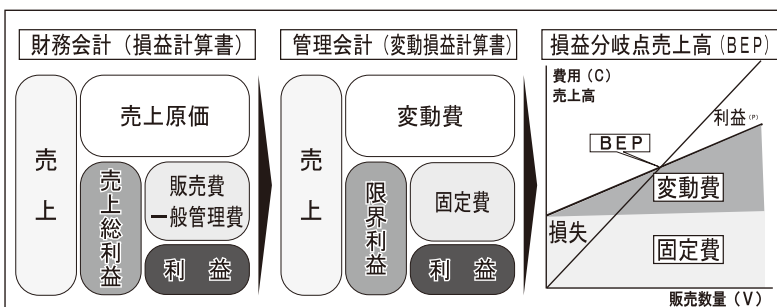
これらを考慮して、変動費と固定費を合わせた総費用を賄うための売上高、つまり損益分岐点売上高を算出し、自社の収益構造を検討します。

その際、自社の費用を固定費と変動費に分解する必要がありますが、簡易的に売上原価を変動費、販売管理費を固定費と見なすことも出来ます。

#### ●損益分岐点売上高 || 固定費（≡販管費） ÷ 限界利益率（≡売上総利益率）

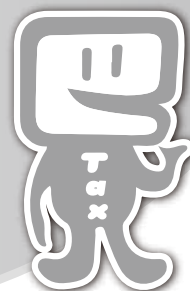
損益分岐点売上高を計算する目的は、目標売上高を掲げることではありません。

要は、自社の利益を生むために、変動費と固定費と販売量（売上）の各要素を分解して検討することが必要ということ。これをCVP分析と言います。



# ネットが便利

## 申告・納税 e-Tax



国税庁 e-Tax キャラクター  
イータ君

### 令和2年4月から大法人の電子申告が義務化されます

令和2年4月以後開始する事業年度から、事業年度開始時の資本金の額等が1億円超などの要件に該当する法人に対し、法人税及び消費税等の申告書について、その添付書類を含め、提出方法が電子申告に義務化されます（以下「大法人の電子申告義務化」といいます。）。

なお、大法人の電子申告義務化に伴い、法人税等に係る申告データを円滑に提出できるよう、環境整備を進めており、平成31年4月からは、以下の点が変更されます。

- 勘定科目内訳明細書の記載内容が簡素化されます。
- 勘定科目内訳明細書、別表のうち明細記載を要する部分（別表6(1)など）についてデータ形式が柔軟化されます。
- 法人番号の入力により、法人番号公表サイトで公表している最新の法人情報を自動的に反映できるようになります。
- 連結納税の承認申請関係書類について、連結子法人となる法人又は連結子法人による提出を不要とします。

また、上記以外の施策も、平成30年4月以降、順次実施しております。  
実施状況等は、e-Taxホームページ（[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)）でご確認ください。

### e-Taxならこんなメリットがあります

- 1 税務署に出向くことなく、インターネットを利用して申告や納税などの各種手続きをすることができます。
- 2 申告書、申請書、添付書類をインターネットを利用して提出できるため、ペーパーレス化につながります。
- 3 書面で提出した場合より、還付金を早く受け取ることができます。
- 4 納税証明書の交付請求手数料が、書面請求の場合より安価です。  
(e-Tax：370円 書面：400円)



### 添付書類の提出はe-Taxが便利です

出資関係図などの一部の添付書類については、イメージデータ(PDF形式)により提出できます。

さらに、税務・会計ソフトや自社システムで作成した財務諸表及び勘定科目内訳明細書データについても、国税庁が定めたファイル形式(CSV形式)のデータであれば、e-Taxで受付可能なデータ形式(XBRL形式又はXML形式)に変換して提出できます。詳細はe-Taxホームページでご確認ください。

※ 財務諸表及び勘定科目内訳明細書は、イメージデータ(PDF形式)での提出はできませんのでご注意ください。



## 納税もe-Taxが便利です

電子納税を利用すれば、金融機関や税務署に出向くことなく納付できます。  
特に源泉所得税の毎月納付など利用回数の多い手続きに便利です。

- ① ダイレクト納付
- ② インターネットバンキングなどによる納付



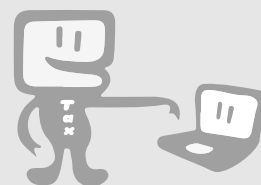
## e-Taxのセキュリティ対策

e-Taxで送信される情報は、暗号化通信など、盗み見及び改ざん防止を図っており、利用者の方が安心して申告などの手続きを行えるよう、情報セキュリティの確保には万全を期しています。

## 利用可能時間

- ▶ 月曜日～金曜日（休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）24時間
- ▶ 毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日 8時30分～24時

※ 所得税等の確定申告期間中は、原則として24時間（休祝日を含みます。）となります。  
※ 利用可能時間は、メンテナンス作業などにより変更する場合がありますので、最新の情報をe-Tax ホームページでご確認ください。



## お問合せ先

- e-Tax ソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク **0570-01-5901** (e-コクゼイ) (全国一律市内通話料金)

- ▶ 月曜日～金曜日 9時～17時（休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）

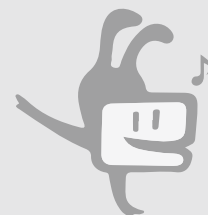
- マイナンバーカードに係るICカードリーダーの設定、対応機種、パソコン操作などのご質問

マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178** (マイナンバー)

- ▶ 月曜日～金曜日 9時30分～20時 (音声ガイダンスに従って1番を選択してください)
- ▶ 土日祝 9時30分～17時30分

- 申告書などの作成、記載内容などのご相談は、最寄の税務署へお問合せください。  
なお、最寄の税務署の電話番号は国税庁ホームページでご確認ください。

※ e-Tax・作成コーナーヘルプデスク及びマイナンバー総合フリーダイヤルの受付時間は変更される場合がありますので、e-Tax ホームページ又は内閣府のマイナンバーホームページでご確認ください。  
なお、間違い電話が多くなっておりますので、おかけ間違いのないようお願いいたします。



詳しくは、e-Tax ホームページを  
ご覧ください。

[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)

イータックス

検索

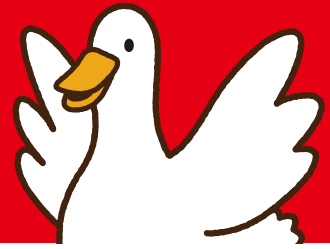
リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

お問い合わせは、古川税務署法人課税第一部門 TEL0229-22-1711 (内線331)

病気やケガで働けなくなったときの

# 給与 サポート保険



ご存知  
ですか？

病気やケガで入院した人の

**約4人に1人**が仕事復帰まで**2ヶ月以上**かかっています。

「アフラックによる就労困難に関するインターネット調査」(2015年10月)

病気やケガで働けなくなると、収入が減り収支のバランスが崩れるかも…

経営者様や従業員様が  
病気やケガで働けなくなったときの「収入の減少」に備えることができます

特長  
1

**病気・ケガで  
働けない場合**を保障

●精神障害や妊娠・出産などを  
原因とする場合を除きます

特長  
2

**入院中**だけでなく  
所定の**在宅療養**で  
**働けない場合**も保障

特長  
3

働けない状態が  
続く限り、  
**60歳まで保障**します

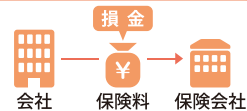
※就労困難状態に該当している場合。  
※就労困難状態および商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

会社の必要経費として保険料を全額損金算入しつつ、在職中の備えが可能です

Point 1  
全額損金

保険料は、**全額損金に算入**できます。

●解約払戻金がないタイプの保険のため、全額損金算入できます。



Point 2  
従業員の  
福利厚生

従業員様が、**働けなくなった期間をサポート**します。

●法人受取の場合、給付金を従業員様への見舞金などに活用できます。  
●従業員様受取の場合、従業員様の加入状況により給付金は非課税となります。

給付金受取人を法人としてご加入されるケースにおいて、法人が受け取った給付金を役員・従業員へ見舞金などの名目で支払う場合、当該見舞金などが報酬(給与)とみなされ、傷病手当金(\*)の支給額から控除される可能性があります。個々の取扱などについては、各健康保険組合・協会けんぽ支部などにご確認ください。

(\*)会社員など被用者保険にご加入の場合、病気やケガなどで働けない状態になったとき、公的保障として最長1年6か月の傷病手当金があります。



さらに  
休業保障

経営者様が働けなくなった場合、  
給付金を**経営資金に活用**できます。

●法人受取の場合、売上減少対策・法人の資金繰りなどの休業保障に活用できます。



法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます

(引受保険会社)

**Aflac** アフラック

仙台総合支社 〒980-6122 宮城県仙台市青葉区中央1-3-1 アエル22F  
TEL:022-262-5610 FAX:022-262-5822

法人会フリーダイヤル ☎0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

AF法推-2016-0043 7月29日

URL

[www.xpress.ne.jp/~hojinkai/](http://www.xpress.ne.jp/~hojinkai/)

E-mail

[ohsakh@cocoa.ocn.ne.jp](mailto:ohsakh@cocoa.ocn.ne.jp)